

パブリックコメント  
(住民意見公募)  
閲 覧 用

# 山陰海岸ジオパーク保護保全管理計画

## 改 訂 案

策定：平成26年7月

改訂：平成30年5月 予定



山陰海岸ジオパーク推進協議会

## もくじ

1 趣旨	1
2 山陰海岸ジオパークの概況	2
(1) 範囲	2
(2) 地形・地質	2
①地形	2
②地質	3
③大地の恵み	3
ア) 海の恵み	3
イ) 山の恵み	4
ウ) 豊富な温泉資源	4
(3) 動植物	5
①動物	5
②植物	5
(4) 生活と歴史・文化	6
①生活	6
②歴史・文化	7
(5) 道路網の整備	7
3 保護保全の状況	9
(1) 山陰海岸ジオパークの構成	9
①見どころ	9
②ジオパーク保全推進区域と地形地質遺産	9
別図 山陰海岸ジオパーク保全推進区域図	10
(2) ジオパーク保全推進区域に関する法令等	11
①自然公園法	11
②自然環境保全法	11
③文化財保護法	11
④景観法	12
(3) ラムサール条約	13
(4) その他の法令等	13
①鳥獣保護法	13
②森林法	13
③温泉法	13
④種の保存法	13

(5) 特色ある条例等.....	14
①日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（鳥取県）.....	14
②京丹後市美しいふるさとづくり条例.....	14
③豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例.....	14
(6) 学識者によるモニタリング・調査.....	15
(7) 地域の自主的な保護保全活動.....	15
4 保護保全の目標.....	16
(1) 地形・地質資源と貴重な自然環境の保護保全.....	16
(2) 貴重な野生動植物の保護保全.....	16
(3) 見どころの持続可能な利用.....	16
5 保護保全の役割と方策.....	17
(1) 住民（団体）.....	17
①自主的な保護保全活動.....	17
②日常的な巡視活動.....	17
③法的な保護制度の順守・啓発.....	17
④保護保全ネットワークの構築.....	17
(2) 行政関係団体.....	17
①モニタリングによる調査・分析及び計画の見直し.....	18
②見どころの保護保全活動の調査点検と保護保全活動の促進.....	18
③保護制度・保護保全活動の周知啓発.....	18
④自然環境保護に精通したガイドの育成.....	18
⑤学習・教育の推進.....	18
(3) 来訪者.....	19
①保護保全に配慮した行動.....	19
②保護保全活動への協力.....	19
(4) 保護保全方策のポイントまとめ.....	19
6 計画の進行管理と見直し.....	20
(1) 計画の位置付けと進行管理.....	20
(2) 計画の期間と見直しの方法.....	20

## 1 趣旨

山陰海岸ジオパークは、日本列島が大陸の一部であった時代から、日本海が形成され現在にいたるまでの様々な岩石や地層、多彩な海岸地形、内陸部の滝や渓谷など、多くの美しい自然景観を観ることができ、それらを活かした特色ある暮らしが営まれている地域です。

平成 22（2010）年にユネスコ※注<sup>1</sup>の支援事業である世界ジオパークネットワーク※注<sup>2</sup>に加盟認定され、平成 26（2014）年には拡大エリアを含む全地域が再認定されました。また、平成 27（2015）年の世界ジオパークのユネスコ正式事業化にともない、ユネスコ世界ジオパークの一員となりました。

この間、山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という。）では、貴重な地域資源を適切かつ継続的に保護保全するための活動を展開し、平成 26（2014）年には、活動の方針となる本計画を策定しました。

一方で、平成 29（2017）年 11 月には山陰近畿自動車道浜坂道路（余部～浜坂間 9.8 km）が開通するなど、山陰海岸ジオパークにアクセスする道路網は、今後も継続して整備が進み、交流人口の拡大や、道路工事における新たな価値ある見どころの発見など、山陰海岸ジオパークの推進に寄与することが期待されています。

しかし、道路の延伸や来訪者の増加は、貴重な地形・地質や文化財の予期せぬ損傷や、希少な動植物の生態への影響も十分予想されることから、来訪者のマナー向上はもとより、住民や関係機関のジオパークに対する理解と協力について、啓発活動のあり方を山陰海岸ジオパーク全体で考えていく必要があります。

また、ユネスコ世界ジオパークの一員として、今後もユネスコの理念を尊重しつつ、ユネスコの指針に沿った事業運営を行なっていかなければなりません。

のことから、本計画が、山陰海岸ジオパークの優れた環境を確実に次世代へ引き継いでいくための方針として、時勢にあつた適切な計画となるよう、今般、改訂するものです。

### ※注 1 ユネスコとは

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O.）は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。

### ※注 2 世界ジオパークネットワークとは

ユネスコの支援のもと 2004（平成 16）年に設立され、世界ジオパークの審査・認定に関する業務を実施。各国での世界ジオパークへの関心の高まりを受け、2015（平成 27）年のユネスコ総会において「ユネスコ世界ジオパーク」として、正式事業化が決定されました。

2017（平成 29）年 3 月現在、世界で 33 か国・120 のユネスコ世界ジオパークが認定されており、日本からは、8 地域（洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳）が認定されています。

## 2 山陰海岸ジオパークの概況

### (1) 範囲

山陰海岸ジオパークは、北に日本海に面した山陰海岸国立公園を中心とする海岸部、南は中国山地北側に位置する山間部、東は京都府京丹後市経ヶ岬から、西は鳥取県鳥取市青谷海岸までの東西約120km、南北最大約30kmのエリアで、面積は約2,458.4km<sup>2</sup>です。



経ヶ岬（京都府京丹後市）



青谷海岸（鳥取県鳥取市）

### (2) 地形・地質

山陰海岸ジオパークでは、日本海形成から現在に至る様々な岩石や地層、海岸地形、滝や渓谷など貴重で美しい地形・地質が多く存在しています。

また、断層が多く、数多くの温泉が湧出しており、古くから湯治場として利用されています。

#### ①地形

海岸線は、日本海の荒波と季節風に侵食されてできた海食崖、海食洞、岩礁などのほか、河川、波風による運搬・堆積作用によってつくられた砂丘・砂州が存在しています。その大部分は、山地が直接海に接しているリアス海岸（沈降海岸）で、南側は、中国山地の北部の基盤山地と第四紀火山からなる地形が広がっています。



柴山港（兵庫県香美町）



神鍋火山（兵庫県豊岡市）

## ②地質

山陰海岸ジオパークの主要部の岩石海岸には、新第三紀中新世の堆積岩類・火山岩類が広く分布しています。これらの地質体は、日本海の誕生から拡大期の時期に形成されたもので、淡水成・海成の地層とともに陸域の火山や海底火山の噴出物で特徴づけられています。



一方、約 160 万年前の火山活動で形成された玄武岩が見られる玄武洞（兵庫県豊岡市）は、大正 15（1926）年に京都帝国大学の松山基範博士によって、地磁気逆転が世界で初めて発見された国際的に重要な場所です。この発見をきっかけに、その後、プレートテクトニクス説の構築が大きく前進しました。



香住海岸の足跡化石（兵庫県香美町）



玄武洞の玄武岩（兵庫県豊岡市）

## ③大地の恵み

山陰特有の地形は、カニ・和牛などのグルメ、来訪者や住民に愛される温泉など、数多くの恵みをもたらしています。

### ア) 海の恵み

日本が大陸から分かれたことで誕生した日本海は、「日本海固有水」と呼ばれる冷たい海水で満たされたプールのような海で、ほとんど入れ替わりがありません。そのため、ズワイガニ（松葉がに）、クロザコエビ（もさえび）、アカガレイなどの寒海性の生きものがくらしています。一方、日本海の表層は、南西から北西に「対馬暖流」が流れしており、ブリやクロマグロが回遊し、トビウオなどの暖海性の生きものがみられます。このような海のしくみから、日本海では寒海性と暖海性の両方の魚介類に恵まれています。



ズワイガニ



トビウオ

## イ) 山の恵み

地すべり地形による水の豊富な緩斜面を利用した棚田でつくる棚田米や、日当たりのよい丘陵地や山の斜面などでは梨や桃、ぶどうなどの果樹が栽培されているほか、高原でのキャベツや大根、砂丘地ではラッキョウ、ナガイモなどの栽培が行われています。

険しい山と谷に囲まれた内陸部では、全国的に有名な但馬牛などの黒毛和牛が各地で育てられています。これらの和牛は、峠を越えて牛を交配させるのが困難だったため、その谷あいの中だけで交配が続けられたことによって優良な血統が維持されました。また、冬の寒さや牛舎と牧場の高低差が良い肉質を作るきっかけになっていることなど、高品質の和牛を育む条件がそろっています。



ラッキョウ（鳥取県鳥取市）



但馬ビーフ

## ウ) 豊富な温泉資源

山陰海岸ジオパークには、断層に沿って温泉が数多く点在しており、古くから湯治場として利用されている木津温泉（京都府）、城崎温泉・湯村温泉（兵庫県）、岩井温泉・吉岡温泉（鳥取県）などは、千年以上の歴史を持つと言われています。これらの温泉は、地下深くの熱で温められた地下水が断層を通り道として地表に湧き出したものです。



湯かむり（鳥取県岩美町）  
※イベント時のみ実施



荒湯（兵庫県新温泉町）

### (3) 動植物

変化に富んだ地形・地質を有する山陰海岸ジオパークでは、多種多様な動植物を見るすることができます。地形・地質の多様性と日本海側気候は、この地域に特異な動植物を生み出し、豊かな生物多様性を育んでいます。

特に絶滅の恐れが心配されている動植物については、環境省のレッドデータブックなどを参考に、保護活動に取り組んでいます。

#### ①動物

山陰海岸ジオパークに生息する野生動物の中には絶滅危惧種や天然記念物に指定されている種類も少なくありません。

絶滅危惧種には、鳥類では山岳地帯に棲むイヌワシ、両生類では京丹後市大宮町や豊岡市日高町の一部にしか生息しないアベサンショウウオ、昆虫・クモ類では鳥取砂丘などに生息するカワラハニミョウガやイソコモリグモ、円山川の湿地に棲むヒヌマイトトンボなどが知られています。

天然記念物では、生きた化石と呼ばれるオオサンショウウオが国の特別天然記念物に指定されており、森林の樹上で暮らすヤマネなども国の天然記念物に指定されています。

特別天然記念物のコウノトリの国内最後の生息地となった豊岡盆地では、コウノトリの郷公園を中心に、コウノトリの野生復帰とコウノトリの棲める地域づくりにまちをあげて取り組んでいます。平成29（2017）年3月現在、野生復帰したコウノトリは90羽を超えるに至っています。コウノトリの郷公園にはコウノトリを間近で観察できる公開ケージや観察サイトが整備されています。



アベサンショウウオ（京都府京丹後市）



ヒヌマイトトンボ（兵庫県豊岡市）

#### ②植物

岩場からなる海岸地域を見ると、ホンダカラやワカメなど各種の海藻類が岩盤に付着し、藻場を形成しています。砂浜ではハマヒルガオやハマゴウなど砂地や乾燥に適した特徴的な海浜植物を見ることができます。

また、海岸付近に古くからある神社の社そうや魚つき林などには、常緑広葉樹林が残されているところも多くあります。一方、扇ノ山などの山地には、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹からなる自然林も広がっています。

その他、日本海側の海岸地域にしか自生せず、京丹後市の花でもあるトウテイラン、日当たりの良い草地に生育し香美町の町花でもあるユウスゲ、新温泉町田君川をはじめとする河川や湧水池に繁茂するバイカモ、岩美町の海岸にわずかに自生するヒゴタイ、岩美町唐川のカキツバタや香美町ハチ北大沼などに見られる湿地植物など、四季を通じて、各地で特徴的な植物を見ることができます。



ブナ林（兵庫県新温泉町）



カキツバタ群落（鳥取県岩美町）

#### （4）生活と歴史・文化

山陰海岸ジオパークの起伏や変化に富んだ地形は、人々の生活や歴史・文化にも多彩な影響を与えています。

##### ①生活

山陰地方では、日本海の存在が気候に大きく影響しており、冬季には山間部では1mを超える積雪となります。大陸からの冷えた空気が季節風で日本にやってくる間に日本海表層を流れる対馬暖流から発生する水蒸気を含み、山地に衝突して上昇し、雪や雨をもたらします。スキー場はもちろん、綺麗な水が大切な日本酒や和紙も日本海の恵みです。鳥取市には紙すき体験の出来る施設も整備されています。

また、海食棚を利用した岩ノリつみや海岸段丘や地すべり地形を利用して棚田が作られるなど、地形が暮らしの中に密接に結びついています。



スキー場（兵庫県香美町）



袖志の棚田（京都府京丹後市）

## ②歴史・文化

山陰海岸では、リアス海岸からなる海岸地形を天然の風待ち港（避難港）として活用し、交易の中継地、寄港地として古くから栄えてきました。

中国大陸や大和国との関係を示す遺跡や古墳が多数残っており、有力な豪族達がこの地域を支配していたのではないかといわれています。

また、江戸期には、西回り航路の北前船が日本海を航行しており、間人、津居山、竹野、諸寄などの各港は重要な寄港地として栄え、多くの豪商が存在しました。

他にも「がちやまん」で知られる丹後ちりめんや、鳥取市を中心に但馬西部にも伝わる麒麟獅子など、様々な名産品や伝統がこの地域には受け継がれています。



諸寄漁港（兵庫県新温泉町）



丹後ちりめん



麒麟獅子

## （5）道路網の整備

山陰海岸ジオパークをほぼ縦断する形で整備が進む山陰近畿自動車道は、「ジオパーカード」の愛称で呼ばれ、住民や来訪者に親しまれています。

平成 29（2017）年 11 月に開通した浜坂道路（余部～浜坂間 9.8 km）では、絶滅の危機に瀕する植物ミツガシワの自生地保護のため、浜坂地内の橋梁工事で周辺の自然環境に配慮したトラス橋工法が採用されました。

今後も道路の延伸に伴う新たな価値ある見どころの発見など、山陰海岸ジオパークの推進に寄与することが期待されています。

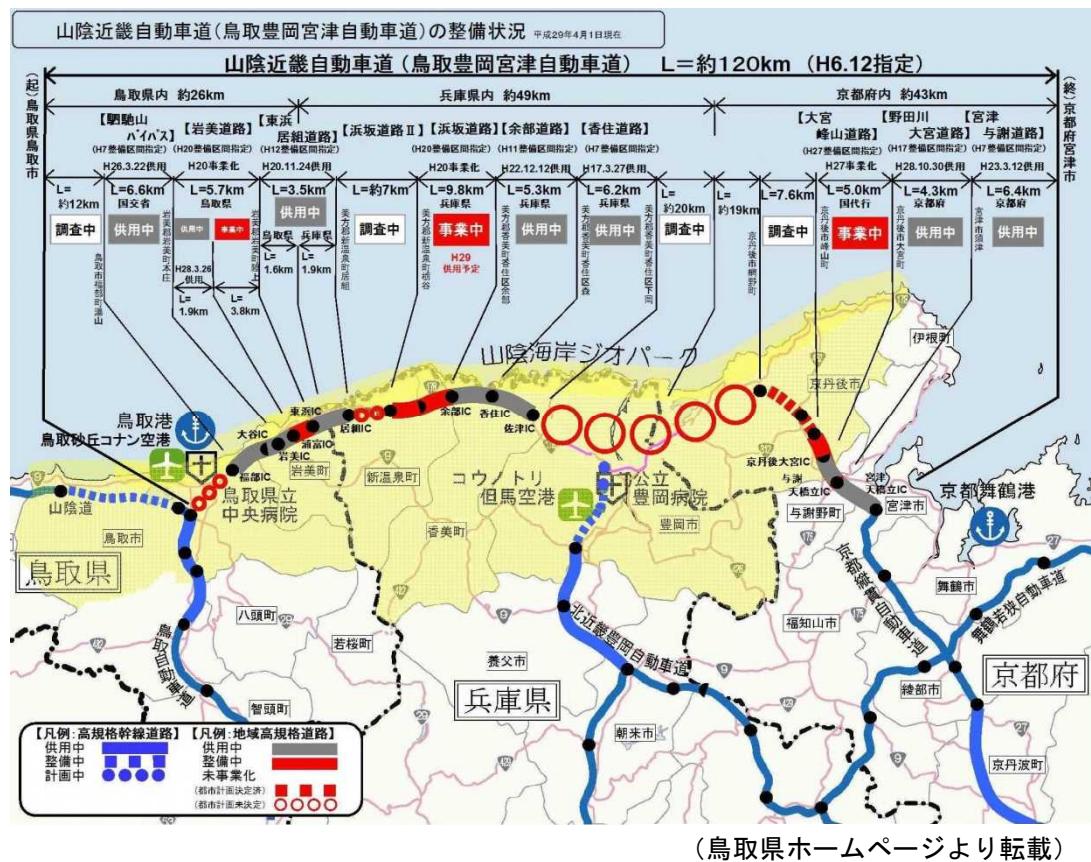


ジオパーカード（余部～浜坂間）



ミツガシワ

図 2-1 山陰近畿自動車道の整備状況 平成 29(2017)年 4月 1日現在



### 3 保護保全の状況

山陰海岸ジオパークの保護保全の現状について取りまとめました。

#### (1) 山陰海岸ジオパークの構成

##### ①見どころ

山陰海岸ジオパークには、科学的に価値のある見どころ（場所）がたくさんあり、実際に訪れて観察することができます。このうち、地形・地質的価値が認められているものを「見どころ（ジオ）」、動植物的価値が認められているものを「見どころ（自然）」、歴史文化的価値が認められているものを「見どころ（文化）」と分類しています。

##### ②ジオパーク保全推進区域と地形地質遺産

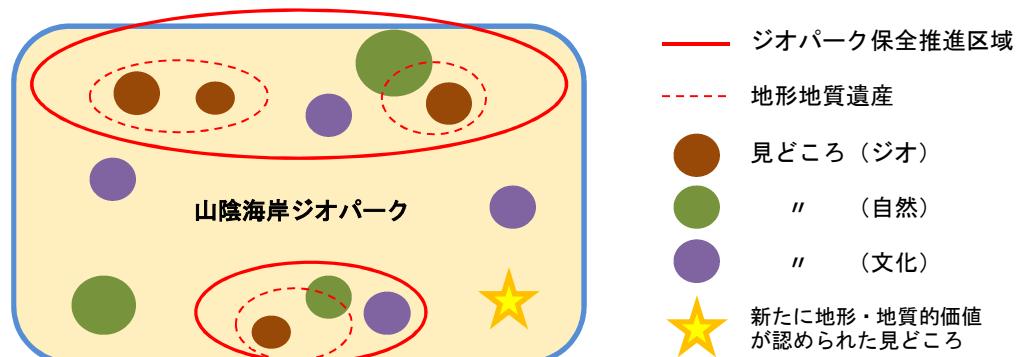
ジオパーク保全推進区域とは、山陰海岸ジオパークの保護保全に有効な各種法令のうち、「鉱物の掘採」を規制する4つの法令（自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、景観法）の範囲をいいます。※10ページ山陰海岸ジオパーク保全推進区域図参照

ユネスコは、地質遺産の保護に関連する地域や国内の法令を尊重するとともに、ユネスコ世界ジオパークにおいて位置づけされた見どころ（ジオ）は法的に保護されなければならないとしています。この法的保護下にある見どころ（ジオ）の集まりを「地形地質遺産」と呼んでいます。

ジオパーク保全推進区域外で新たに地形・地質的価値が認められる見どころが見つかった場合は、区域の拡大を行なうなど、見どころの保護保全に必要な措置を講じる必要があります。

自然と文化に関する見どころについては、現時点では、法的保護の有無は問われてはいませんが、同様に保護保全を図っていく必要があります。

図3-1 ジオパーク保全推進区域と地形地質遺産





## (2) ジオパーク保全推進区域に関する法令等

### ①自然公園法

優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律です。

表 3-1 自然公園

区分	名称	面積	含まれる主な見どころ
国立公園	山陰海岸国立公園	56, 755ha	五色浜夕日ヶ浦～鳥取砂丘までの海岸部
国定公園	丹後天橋立大江山国定公園	5, 338ha	経ヶ岬、立岩・大成、郷村断層
	氷ノ山後山那岐山国定公園	14, 540ha	ハチ北、美方高原、霧ヶ滝
県立自然公園	兵庫県但馬山岳県立自然公園	25, 950ha	神鍋火山、村岡、射添
	兵庫県出石糸井県立自然公園	6, 071ha	出石、但東
	鳥取県西因幡県立自然公園	2, 155ha	浜村海岸、青谷海岸、勝部・日置

### ②自然環境保全法

自然公園法などの自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域などの生物の多様性の確保などのため、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的として定められた法律です。山陰海岸ジオパーク内に国指定区域はありませんが、各自治体で条例を制定し、地域の貴重な自然環境を保全しています。

表 3-2 自然環境保全地域

名称	面積	含まれる主な見どころ
権現山京都府歴史的自然環境保全地域	15ha	内山ブナ林
鳥取県自然環境保全地域	64ha	唐川湿原、布勢の清水

### ③文化財保護法

文化財の保存・活用、国民の文化的向上を目的として定められた法律です。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な財産です。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類されています。

また、各自治体で文化財保護条例を制定し、地域の貴重な文化財を保護しています。

ジオパーク保全推進区域では、地形・地質に関する名勝・天然記念物が該当します。

表 3-3 国指定の代表的な文化財【地形・地質】

区分	名称	指定日	分類
地形・地質	郷村断層（京丹後市）	S4. 12. 17	天然記念物
	琴引浜（京丹後市）	H19. 7. 26	名勝・天然記念物
	玄武洞・青龍洞（豊岡市）	S6. 2. 20	天然記念物
	香住海岸（香美町）	S5. 5. 30	名勝

	鎧の袖（香美町）	S13. 5. 30	天然記念物
	但馬御火浦（新温泉町）	S9. 1. 22	名勝・天然記念物
	浦富海岸（岩美町）	S3. 3. 27	名勝・天然記念物
	鳥取砂丘（鳥取市）	S30. 2. 3	天然記念物

表 3-4 国指定の代表的な文化財【その他】

区分	名称	指定日	分類
動物	コウノトリ	S31. 7. 19	特別天然記念物
	オオサンショウウオ	S29. 3. 29	特別天然記念物
植物	畠上の大トチノキ（豊岡市）	S26. 6. 9	天然記念物
植物（群生地）	唐川のカキツバタ群落（岩美町）	S19. 3. 7	天然記念物
建造物	中嶋神社本殿（豊岡市）	M45. 2. 8	建造物
民俗	但馬久谷の菖蒲綱引き（新温泉町）	H1. 3. 20	民俗文化財
	因幡の菖蒲綱引き（岩美町他）	S62. 1. 8	民俗文化財
	酒津のトンドウ（鳥取市）	H19. 3. 7	民俗文化財

表 3-5 府県市町指定の代表的な文化財

府県市町名	名称	条例	分類
京都府	丹後震災記念館	京都府文化財保護条例	建造物
兵庫県	猿尾滝	兵庫県文化財保護条例	名勝
鳥取県	鹿野地震断層の爪跡	鳥取県文化財保護条例	天然記念物
京丹後市	塩江区五色浜	京丹後市文化財保護条例	名勝
豊岡市	神鍋山及び神鍋溶岩流	豊岡市文化財保護に関する条例	天然記念物
香美町	八反滝	香美町文化財保護条例	天然記念物
新温泉町	諸寄西ノ洞門	新温泉町文化財保護条例	天然記念物
岩美町	駒馳山峠の石畳	岩美町文化財保護条例	史跡
鳥取市	離水海食洞	鳥取市文化財保護条例	天然記念物

#### ④景観法

良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められた法律です。

各自治体で景観形成条例を制定し、良好な景観の形成に努めています。

表 3-6 景観形成重点地区

府県市町名	名称	含まれる主な見どころ
鳥取県	山陰海岸景観形成重点区域	浦富海岸、駒馳山
豊岡市	豊岡市景観形成重点地区	城崎温泉、出石
鳥取市	鳥取市景観形成重点区域	湖山池、白兎海岸、久松山、鹿野城下町

### (3) ラムサール条約

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として世界的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした条約です。

豊岡市の円山川下流域及び周辺水田は、市民・団体・企業・行政などが関わりながら失われた生態系の再生とコウノトリと共に暮らすための活動が認められ、平成 24 (2012) 年 7 月に登録を果たしています。



戸島湿地（兵庫県豊岡市）

### (4) その他の法令等

#### ①鳥獣保護法

鳥獣の保護と狩猟の適正化を図る法律で、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的としています。鳥獣の生息・繁殖域を保護するため鳥獣保護区が指定され、さらに希少な鳥獣の生息域には特別保護地区が指定されます。この区域では建築や水面の埋め立て、木竹の伐採などが規制されることから、見どころ（自然）の保護保全に有効です。

#### ②森林法

森林の保続培養と生産力向上を図る法律で、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的としています。水源のかん養や土砂の流出防備などのため保安林が指定され、この区域では立木の伐採や土石の採掘などが規制されることから、見どころ（自然）の保護保全に有効です。

#### ③温泉法

温泉を保護し温泉の利用の適正化を図る法律で、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。温泉地で土地の掘削などが規制されることから、見どころ（文化）の保護保全に有効です。

#### ④種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る法律で、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。希少野生動植物種の保存のため管理区域が指定され、この区域では開発や捕獲などが規制されることから、見どころ（自然）の保護保全に有効ですが、現在のところ、山陰海岸ジオパークには該当区域はありません。

## (5) 特色ある条例

地域の特色ある地形・地質や動植物を保護保全するために、各自治体が条例を定めて、協働による保護保全の取組を行っています。

### ①日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（鳥取県）

地域の宝である鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継いでいくため、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」を制定し、鳥取砂丘の保全と再生に向けた取組の推進や利用者に守ってもらいたい最低限のルール等について定めています。

（含まれる主な見どころ：鳥取砂丘）



鳥取砂丘（鳥取県鳥取市）

### ②京丹後市美しいふるさとづくり条例

豊かな自然環境を保全していくために、「京丹後市美しいふるさとづくり条例」を制定し、市、事業者及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進しています。

特に琴引浜は特別保護区域に指定され、喫煙、花火、キャンプ、炊飯など自然環境の保全に影響を及ぼす行為が禁止されています。

（含まれる主な見どころ：経ヶ岬、丹後松島、立岩・大成、間人海岸、丹後高原、磯砂山周辺、郷村断層、琴引浜・離湖、五色浜・夕日ヶ浦、久美浜湾・丹後砂丘）



丹後砂丘（京都府京丹後市）

### ③豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例

コウノトリの野生復帰をシンボルとして良好な環境を広げ、将来の世代に引き継ぐために、「豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例」を制定し、市民だけでなく来訪者も含めて良好な環境の保存、再生、創造に取り組むことや、市がさまざまな事業や施策などを進めるとときに環境に配慮することなどについて定めています。

（含まれる主な見どころ：円山川下流及び周辺水田のラムサール登録湿地など）



コウノトリ（兵庫県豊岡市）

## (6) 学識者によるモニタリング・調査

推進協議会学術部会の委員を中心に、関係機関、有識者等と連携して、定期的に見どころに出向き、現地の現状や保護保全活動の状況について調査、分析を行っています。



モニタリング

## (7) 地域の自主的な保護保全活動

各地域において、自主的に保護保全活動に取り組んでいる団体は数多くあり、例えば、京丹後市の琴引浜では、地元地区のほか、琴引浜の鳴り砂を守る会などが保護保全活動を実施しています。また、鳥取市の鳥取砂丘においても、行政機関のほか地域住民、民間企業等が協働して、ボランティア除草などの保護保全活動に取組んでいます。

これらをはじめとして、全ての見どころにおいて実施されている保護保全活動の状況について調査を行い、その結果を「見どころの保護保全状況」としてまとめました。



琴引浜海岸清掃（京都府京丹後市）



鳥取砂丘ボランティア除草  
(鳥取県鳥取市)

## 4 保護保全の目標

山陰海岸ジオパークの貴重な地域資源を将来にわたって後世に引き継いでいくため、次とおり保護保全の目標を定めます。

### (1) 地形・地質資源と貴重な自然環境の保護保全

山陰海岸ジオパークに存在する多くの貴重で美しい地球活動遺産を守るため、現状を維持していくことを前提として、地形・地質資源と貴重な自然環境の保護保全に努め、地質学的な物質の持続可能でない取引全般の積極的な防止に取組みます。

定期的なモニタリングを通じて、現状を維持する場所、対策を要する場所、一般の入り口を制限する場所などを分類し、それぞれに応じた対策を講じます。

### (2) 貴重な野生動植物の保護保全

山陰海岸ジオパークは、そこに生息する多くの動植物にとっても重要な地域です。中には絶滅の危機に瀕する希少種もあり、多様な動植物が生息できる環境を守っていく必要があります。

このことから、別に定める「守りたい動植物一覧」を基に、定期的にその内容を見直すとともに、既存の法制度や住民の取組などによる保護保全に努めます。

### (3) 見どころの持続可能な利用

ジオパークは、貴重な地球活動遺産をはじめとした美しい自然を教育・観光・産業などに活用することで地域活性化を行うという目的を持ちます。

美しい自然を将来にわたり保全することを前提としつつ、それを守るだけでなく、そこに生活する人々の生活や歴史・文化を尊重し、調和した、将来にわたって持続可能な利活用を図ります。



石がま漁（鳥取県鳥取市）

## 5 保護保全の役割と方策

保護保全の目標を実現するための主体別の役割と方策を次のとおり整理しました。推進協議会は、行政関係団体と連携し、住民（団体）や来訪者へ協力を働き掛けます。

### （1）住民（団体）

自らの生活する山陰海岸ジオパークの価値を認識し、保護保全活動に自主的に取り組むとともに、行政等が実施する保護施策等に積極的に協力します。

#### ①自主的な保護保全活動

自主的に見どころの保護保全活動を企画・実施するとともに、他の見どころで行われている保護保全活動にも参加、協力するよう努めます。

#### ②日常的な巡視活動

「保護保全チェックシート」の項目を参考にして、見どころや貴重な動植物など地域資源の状況に気を配ることを心掛け、異常を発見した場合は関係機関に連絡するよう努めます。



不法投棄

#### ③法的な保護制度の順守・啓発

法的な保護制度を理解し順守するとともに、来訪者に対して必要に応じて見どころの価値や保護制度の説明ができるよう普及啓発に努めます。

#### ④保護保全ネットワークの構築

行政関係団体との連携で、保護保全団体のネットワークを構築し、情報交換や相互の活動への参加等を行います。また、見どころの破損等の異常を発見した場合は、その状況及び対応について情報を共有します。



露頭の崩落

### （2）行政関係団体

本計画の遂行にあたっての主体的な役割を担い、計画的な見どころのモニタリングを通じて必要な施策を講じるとともに、地域住民・来訪者に対して保護保全の必要性を啓発していきます。

## ①モニタリングによる調査・分析及び計画の見直し

関係機関、有識者等と連携し、「保護保全状況調査表」の各項目に基づき計画的な見どころのモニタリングを行い、その結果を総合的に分析・評価し、本計画の点検、修正及び見直しに反映させます。

## ②見どころの保護保全活動の調査点検と保護保全活動の促進

見どころで行われている保護保全活動について取りまとめた「保護保全状況調査表」について、関係機関と連携し定期的に調査点検を行い、見どころの保護保全活動状況の把握に努めます。

また、見どころにおける保護保全活動については、活動の継続、拡大、新たな活動の立ち上げに繋がるよう、推進協議会が支援制度を設けて支援を行います。

(主な活動：保護保全活動支援事業など)

## ③保護制度・保護保全活動の周知啓発

保護制度の順守に努めるとともに関係行政機関、観光協会やマスコミ等と連携し、ホームページなどを活用するほか、イベントなどを通じて啓発、情報発信に努めます。

また、見どころにおける保護保全活動の取組についても、保護保全活動の継続、拡大に繋がるよう情報発信に努めます。

(主な活動：住民説明会、ジオキャラバン、ジオパークフェスタなど)

## ④自然環境保護に精通したガイドの育成

見どころの快適で安全な利用を促進するため、山陰海岸ジオパークに関する深い知識のほか、自然や文化に対する正しい認識と必要な知識を身に付けたガイドを育成していきます。

(主な活動：ガイド認定制度、養成講座など)



ガイド養成講座

## ⑤学習・教育の推進

世界に誇れる山陰海岸ジオパークの貴重な地域資源の重要性を認識し、後世に継承していくために、山陰海岸ジオパークを学校教育、社会教育に積極的に取り入れるよう働き掛けます。

拠点となる施設等においても、講座の開催や体験学習の機会を提供するよう努めます。

(主な活動：児童研究作品コンテスト、講座支援事業など)



拠点施設

### (3) 来訪者

#### ①保護保全に配慮した行動

ジオパークの貴重な地形・地質や自然環境、文化等について理解し、自然の景観・環境を壊さない行動をとります。また、法的な保護制度を理解し、順守します。



啓発看板

#### ②保護保全活動への協力

ジオツアーやエコツアーや、あるいは地域内で行われる清掃や巡視などの保護保全活動にサポーターとして積極的に参加します。また、見どころを訪れたときに異常を発見した場合は、関係機関へ連絡できるよう努めます。ツアー終了後においても、ジオパークの保護保全活動の意識の向上、啓発に努めます。

### (4) 保護保全方策のポイントまとめ

次のとおり保護保全方策のポイントをまとめました。

①山陰海岸ジオパークの保護保全の第一歩は、私たちが暮らす地域の身近にある、見どころをはじめとする地域資源の価値を知ることです。

②見どころは、その価値がジオ（地形地質的）・自然（植物生物的）・文化（歴史文化的）とさまざまですが、いずれもみな貴重な地域資源です。

③山陰海岸ジオパークでは、現在の法律の範囲で保全を推進する区域を線引きしていますが、その内と外とで地域資源の価値に変わりはなく、今後、必要に応じて区域の見直し（拡大）を行っていきます。

④山陰海岸ジオパークの保護保全は、住民（団体）・行政関係団体・来訪者の連携が必要です。私たちの行動で、山陰海岸ジオパークを未来に引き継いでいきましょう。



山陰海岸ジオパーク保護保全マスコット

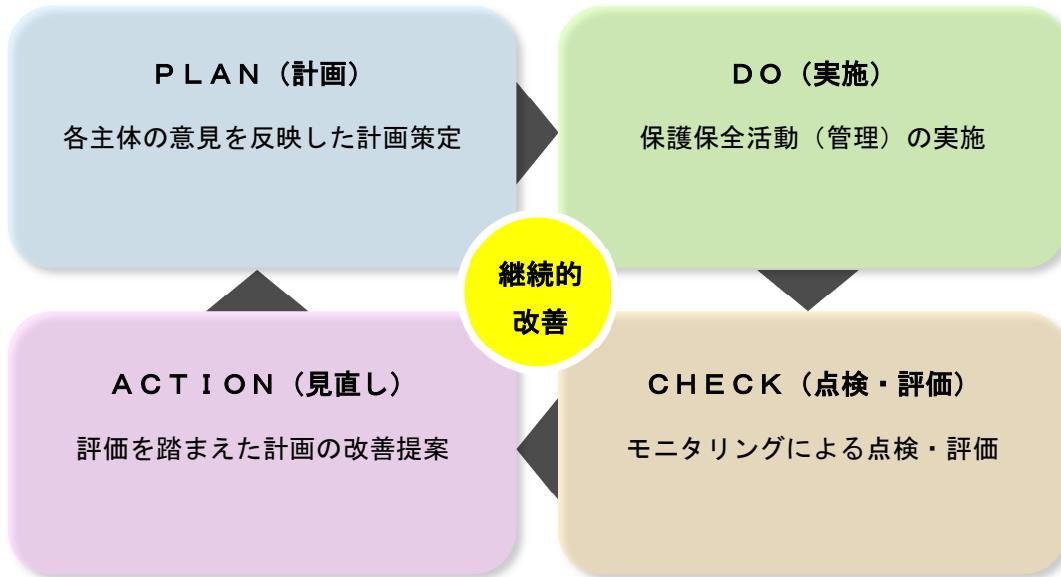
## 6 計画の進行管理と見直し

### (1) 計画の位置付けと進行管理

本計画は、山陰海岸ジオパーク基本計画における保護保全施策として位置付けます。

具体的な取組みについては、山陰海岸ジオパーク行動計画に記載し、進行管理します。

図 6-1 計画の進行管理と継続的な改善（P D C A）



### (2) 計画の期間と見直しの方法

本計画は、平成 30（2018）年 5 月～平成 35（2022）年 4 月までの 5 年間を計画の期間としますが、ユネスコ世界ジオパークの施策や方向性を踏まえて隨時見直しを行います。

その際においては、見どころのモニタリングによる調査・分析の結果や住民の意見に基づき、推進協議会各部会及び関係機関等と連携して検討し、時勢にあった適切な計画となるよう見直しを行います。

本計画の進行管理と見直しに必要な資料（別紙）は次のとおりです。

- ①山陰海岸ジオパーク行動計画
- ②保護保全状況調査表
- ③ジオパーク個票
- ④守りたい動植物一覧
- ⑤保護保全チェックシート
- ⑥文化財リスト一覧

